

第1回 新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故
の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会会議録

招集年月日 令和3年11月15日（月曜日）
招集の場所 高取町議会議場
開閉会日時及び宣言
開会 令和3年11月15日 午後 1時00分
閉会 令和3年11月15日 午後 3時40分

出席議員（8名）

6	番	委員長	新澤良文君
1	番	副委員長	森川彰久君
2	番		西川侑壱君
3	番		谷本吉巳君
4	番		松本圭司君
5	番		野口勝也君
7	番		森下明君
8	番		新澤明美君

欠席議員（0名）

職務のため出席した者

議会事務局 新田靖幸君

証人として出席した者の職・氏名

町 長 中川裕介君
総務課長 芦高龍也君

午後 1時00分 開会

○委員長（新澤良文君） ただいまより、第1回目の新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての特別調査委員会を開催いたします。

本日の出席議員は8名中8名でございます。本日の出席要求しました証人は、中川町長、芦高総務課長の計2名に出席いただいておりますので、御報告をいたします。

証言を求める前に、証人の皆さんに申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。すなわち、証人、または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷、もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上、知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申出をお願い申し上げます。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき、尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った

証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことを御承知おき願ひまして、法律の定めるところによりまして、証人の皆様、それぞれに宣誓を求めます。

宣誓の後、証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと。また、発言の際には、その都度、委員長の許可を得て、発言いただきますようお願い申し上げます。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないこととなっております、御了承をお願い申し上げます。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

この際、委員各位に申し上げます。

本日は、重要な問題について、証人からの証言を求めるものでありますので、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願い申し上げます。

委員の発言につきましては、証人の人権に十分留意されますよう、併せてお願い申し上げます。また、証人への尋問は正当な理由がある場合を除き、次に述べる質問は制限をいたします。

証人を侮辱し、または困惑させる質問。誘導尋問。既にした質問と重複する質問。争点に関係のない質問。意見の陳述を求める質問。証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問。以上、御留意の上、御発言ください。

ただいまより尋問に入ります。

それでは、これより証人から証言を求めたいと思いますが、なお、今おそろいの証人におかれましては、公務もあることから、尋問をお受けいただく方のみ入室していただき、ほかの皆さんにおかれましては、順番が来るまで通常業務をされながら待機していただきたいと思ひます。尋問終了後は退出いただくことをしたいと思ひます。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声起こる)

○委員長(新澤良文君) それでは、最初に、芦高総務課長、御登壇願ひます。

中川町長、退出ください。

芦高総務課長におかれましては、宣誓書の朗読をお願いし、次に、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

○証人(芦高龍也君) 宣誓書。「私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓ひます。令和3年11月15日。芦高龍也。」

○委員長（新澤良文君） 芦高証人に椅子を持って行っていただいて、証言するまで座っていただいて結構です。

まず芦高証人にお尋ねいたします。ワクチンの取扱いや接種についての研修体制、この分についてお尋ねいたします。

Z o o mによる国や県の会議についてどのように認識されておりましたか。出席回数は何回ぐらい証人御自身は出席されましたか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 県のワクチン接種の対策室から、月大体1回程度だと思っておりますけれども、会議のZ o o m会議がございました。そのときには、時間外の話ですので、なるべく出席できることにつきましては、出席をさせていただいておりました。回数ですが、具体的には覚えておりませんが、何回か出席させていただきました。

○委員長（新澤良文君） Z o o m会議に出席した回数を覚えていないというのは、ちょっと答えになっていなくて、会議、ちょっと思い出してください。Z o o m会議出たなというのは、ワクチンに対して、極めて重要な会議だったと思うんですけれども、回数、何で忘れるんですか。

と申しますのが、この県の研修については保健センターから伺いも回っています。当然、そこに確認し、判子も押しておられるということですよ。どうですか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 先日、議会のほうへ提出いたしましたシートの中に、出た日を記しましたが、今ちょっと手元に書類がないので、出席した回数はちょっと分かりかねます。すみません。

○委員長（新澤良文君） 記録上は10回かな、出席したことになっているんですけれども、要は10回出席したとはいえ、そんなに重要な会議だと思っていなかったという認識ですか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 内容については、その都度、県からの報告事項を受けながら各市町村からの質問に答えるというような内容でございました。それを参考にしながら、うちの接種体制であるとか、ワクチンの供給量とか、内容を確認しておりました。

○委員長（新澤良文君） 奈良県の会議に10回程度参加されているということですが、議事内容を確認すると、ワクチン接種の医療マニュアルやワクチン移送に関して、予防接種の間違い報告についてなどはあったことは分かりますが、今回の一連

の事故や事件について、この研修を受けており、当然危険についても認識されているにもかかわらず、隠蔽に加担したということになります。それでもよろしゅうございますか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 研修に参加しておりましたが、その内容については具体的にうちの事案と重なるとか、重ならないとかというようなこともありましたので、公表しなかったということについては、事実でありまして。

○委員長（新澤良文君） ちょっと分けて質問しますね。

10回程度参加されています。この研修に。この10回の中の研修内容を調べてみますと、ワクチン接種の医療マニュアルやワクチン移送に関しての予防接種の間違い報告についてなどがあったとも分かりますが、今回の一連の事故や事件について、この研修を受けており、当然、危険なことをやっているという認識があったということでもよろしゅうございますか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 認識はございましたが、それほど重要視はしておりませんでした。

○委員長（新澤良文君） では、この会議等々で、そういう事故や事件等々に関する危険であったということは認識しながら、危険であったけれども、危険であったことを重要視しなかったという解釈でもよろしゅうございますか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（新澤良文君） 危険であったけれども、重要視しなかったというのは、証人はワクチンの感染症対策本部会議の事務局長でしたか。事務長か。それなりの役職についている方でいらっしゃいますので、重要なことだと認識しながらそれを重く受け止めなかった。簡単に申し上げますと、適当にしたということになってよいかと思うのですが、その辺は重要なことが分かっているながら、なぜそういう形になったかというのは、理由があるのですか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 特に、県の会議ではいろいろな報告はありましたが、本会議の中でこれを議題に上げて議論するということではございませんでした。その後も私の認識不足で、重要視しなかったと捉えられても仕方がないことかと思っております。

○委員長（新澤良文君） 要は、ワクチン感染症対策本部会議、立派な会議が本町に

おかれてはあるわけなんで、この個々の案件、全ての案件において、これをその都度、事務局長でしたか。事務局長の立場において、この対策本部会議にこの案件をかけていれば、もっと早くに住民の方に対して対応なり、そしてその後のいろんな事件、事故、事案という発生を防ぐことにもつながったとは思われませんか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） そう思います。

○委員長（新澤良文君） この新型コロナ感染症対策本部に、考え違いでとおっしゃいますけれども、なぜかけなかったか、かける、かけないは誰が判断されるんですか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 一応、その日の議題につきましては、感染の本部会議ということで、今問題になっております事案でありますとか、接種状況でありますとか、いろんな事案がプロジェクトチームのほうから上がってきます。その中で、そういう事案もなかったがために、それを聞き漏らしたというか、上げなかったということになります。

○委員長（新澤良文君） それは、プロジェクトチームの責任ではなくて、プロジェクトチームはもちろん責任は重大ですよ。例えば、1つ例に挙げますと、7月11日の案件につきましてはでも、これは二度打ちの可能性が疑われるという事件において、これを証人は感染症対策本部の事務の責任者だから、これを感染症対策本部会議、早急にでも臨時でも招集して、皆さんと情報を共有しながら意見を賜りながら判断しておればよかったんじゃないですか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） その件につきましては、我々は町長に助言もいたしました、助言した上で、様子を見ようという判断もされた中で動いたわけなんですけれども、その辺も含めまして、私の認識の甘さから、その会議で諮りましょうというような言葉を出せばよかったかなと、今思えば反省しております。

○委員長（新澤良文君） 町長の進言したまではよかったのかもしれない。その後に週刊誌が発売になるまで、進言するということは、それなりに危険だということも思いながら感染症リスクというのは本当に大きな問題ですよ。そういうこともありながら、進言したけれども、町長は聞いてくれなかった。私の判断でということで、語気を強めて、これはやらないと決められたという証言は出ていますけれども、にしても、その後に感染症対策本部会議をやっているわけじゃないですか。こうい

う議題こそ、感染症対策本部会議にかける、かけないじゃなしに、かけなければいけない問題じゃないんでしょうか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 今、委員長がおっしゃるとおりだと思います。

○委員長（新澤良文君） じゃあ、なぜかけなかったんでしょうか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） これは私の判断の甘さから出たものだと思います。

○委員長（新澤良文君） 副町長なり、証人なり、あるいは石尾プロジェクトリーダーもよくおっしゃるのは、我々は町長に進言したんですよと。町民の命を守るために、すぐにでも公表して、感染症検査をやってくださいと進言したんですよと。自分たちはあたかも、やるだけのことをやったと言われますけど、その後、ほったらかしにしたのは事実なんで、その間に、町民の方が亡くなっている可能性もある。どうなっているか分からない。今のところ健康被害ということは訴えられていませんけども、桜井市のほうではワクチンを打って、1週間後にある方が心筋梗塞で亡くなった。これはワクチンとの整合性という分に関しては、今後、医学のほうでいろんな裁判等々で明らかになってくるのかもしれないけども、そういうワクチンといえば、命を守る一方で、それなりのリスクもあるという品物じゃないですか。そもそものワクチンの接種という部分で、そういうミスを犯していて、それも認識しながら、町長に進言をした。でもそのままほったらかしにしたという、これは責任重いですよ。町民の命をないがしろにしたと言われても、これは仕方がないなと思います。

それで、先ほど分けたんですけれども、危険と認識していながら、証人は10回程度の奈良県の会議において、そういう危険なことというのは十分認識されていた。これが1点と危険を認識されながら、その後の事故等々について、町長には進言はしたというものの対策本部会議等には上げずに隠蔽した。

これはまだ隠蔽していてもよその失態でもありましたが、隠蔽していても住民の方個人には、すみません、間違いがありましたので、感染症検査に来ていただけませんかと発表しないで、個人には最低限、そういう自治体もあるのです。うちみたいに隠蔽はするわ、対象の方にも連絡しないという、ほったらかしにした自治体はうちぐらいなんです。だから、こういう百条委員会みたいなものもやらなければ真相が究明されないような状況で、その後もいろんな事実が分かってきたわけなんだけれども、それは総務課長という役職の中で、高取町の行政、事務方のトップで

す。そういう中で、ましてや感染症本部会議の事務局長もやりながら、ちょっと隠蔽に加担したというのは理解できないんですけども、この3か月間、2か月ちょっとか、週刊誌で事実が明らかになるまでの間、この問題について様々なその時点で分かっている問題でもいいですよ。針刺し事故なり、再冷凍なりという問題はこの時点でも御自身が認識されていたと思うので、そちら側といたらおかしいですけども、ほかの話合いの中で、こういう話題は出なかったのですか。どうなんですか、それは。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） その内容については議論することなく週刊誌に出るまで何も議論はしていませんでした。

○委員長（新澤良文君） じゃあ、議論はしなくても御自身の中では対象の住民の方の体調、あるいはそういう部分に関しては心配であったということですか。一切、ないものにしてしまったんですか。心の中、どうなんですか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 正直申しますと、引っかかる部分はありませんでしたが、健康被害がないということから、議論をすることはできませんでした。

○委員長（新澤良文君） 健康被害がないことからと、今おっしゃいましたけど、健康被害というのは感染症という病気の場合においては、健康被害というのは後ほど検査しないと分からない問題でありますし、再冷凍についても、この再冷凍ワクチンが、温度管理されていないワクチンがどういう健康被害を起こすかということは今のところ検証もされていないし、分からないけれども、健康被害の報告はなかったかなというのはちょっと安心したというのであれば、ちょっと責任がないと、認識が甘いだけでは済まされないと思うのですが、どうですか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 責任の重さを痛感しているところでございます。しかし、その当時、正直申しますと、今おっしゃられたこともこの2か月間ずっと接種に携わったものとして、安全だと言いながらそういう議論ができなかったことを深く反省しているところでございます。

○委員長（新澤良文君） やっぱ、幾ら町民の方の命が大事、町民の方に寄り添いながら町民の方の生活、福祉等々を考えて仕事をしていきますよと幾ら言っても、言っていることとやっていることが違うと言われても仕方がない。行動には伴っていないのです、結局は。平たく聞きます。高取町の住民のことを大事に思っています

か。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 今でも大事に思っております。

○委員長（新澤良文君） 大事に思っているけれども、それほどでもない。大事に思っているけれども、大事に思っているならこんなことにならないのだけ。大事に思っているけれども、どうなんですか。こんなことを起こしてしまったというのは、御自身として大事に思っているのに何でこんなことをしてしまったのか。こんな事件が起きたのか。この辺はどう思いますか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 住民さんに安全に接種していただくために、いろいろ工夫もしながら混乱をきたさないように処理はしてりましたが、やはり我々の認識が甘く、一人一人そういう事案が発生したときに個人さんに連絡を取り、適切な対応を取れなかったということについては、今から思えば、一方で大事に思っていると言いながらそうできなかったことにつきましては、深く反省をしている次第でございます。

○委員長（新澤良文君） 今、感染症の検査は何%、99人の対象者のうち何人ぐらいお受けになって、何人ぐらいお受けになっていないのですか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 今、私の分かっている範囲で申しますと、99名の対象者に対して7名の方が感染症の対策の検査を受けておられません。あと4名ばかり予定を取りながら、検査をしていただく準備を進めております。

○委員長（新澤良文君） 99人のうち7名以外の92人は受けたということでのいいのですか。その辺細かく説明してください。対象の方99人がいらっしゃる、それで今現在が何人で、これから受ける用意のある方は何人でということ。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 今、99名対象のうち電話連絡をしていただいて、7名の方は検査を受けないということ、希望しませんという返事をいただいております。残り4名については、これから受けてもらう予定をしております。

○委員長（新澤良文君） ということは、足したら11人の人が受けていないということなのかな。99人中11人が受けていらっしゃらないということでのいいですか。

○証人（芦高龍也君） はい。

○委員長（新澤良文君） 7名の方が受けないということは、電話で連絡しているだ

けなんですか。訪問されていますか。どういう形で対応されていますか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 事案発覚後、その99名対象の方につきましては、一軒一軒回らせていただきました。その後、希望しませんという方につきましても、副町長から先日、電話を入れていただきました。

○委員長（新澤良文君） 希望されないという方とも何人かお話しさせていただきましたが、大丈夫だと思いますが、念のために受け取ってもらえませんかぐらいの説明しかされていないのじゃないですか。念のためという話であったと聞いているのですが。どうなんですか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） その辺の内容については分かりません。

○委員長（新澤良文君） だから、感染症対策本部の事務局長でしょう。感染症のリスクのある針刺し事故の対象者に対する、訴える聞き取りの内容を把握していないということはおかしいじゃないですか。事故が起きるまでいいとは言いませんよ。これだけ雑なことでぐちゃぐちゃしてきたんだから。それなりの処分の肅正ということもいろいろあるんやろうけれども、今、この事件が明るみに出てもです。与えられた役職の人は役職なりに、それなりに仕事をしてもらわないと。証人は、この感染症対策本部会議の事務長でしょう。

もう一つお聞きします。ワクチンの不適切管理、ワクチンについての案内ですが、これは2回対象になっている方がいらっしゃいます。この方たちには2回とも連絡されているんですか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 重複されている方については1回でございます。

○委員長（新澤良文君） なぜですか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） その方につきましては、重複されているということをお伝えして、1回の連絡になっております。

○委員長（新澤良文君） ちょっと待って。重複されているということをお伝えだけして、1回ということはどういうことなんですか。というのは、昨日、あるところのお通夜の中で、まさに重複されている対象の方、お二方からえらい怒られたんですけれども、要は、私たち2回やのに、1回目の電話のときだったら、町のやっていることだから大丈夫だろうということで行かんところかと思っていたんですが、

町は聞けへんけど、何かホームページか何かに、日にち見たら、2回目もあたっているやんかということで、町からは説明受けていないんだけど、ホームページを見て初めて、私も2回とも対象だということが分かった。どうなっているんだということで怒られたんです。この辺はどうなんですか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 今、おっしゃられたことはよく分かりました。対象事案になっている方については、既に抗体検査を実施させていただいておりますので、まだ先週合同発表いたしました事案については、本日から電話連絡をさせていただいて、御説明をさせていただくんですけれども、既に対象で重複される方につきましては、1回の御案内ということになっております。

○委員長（新澤良文君） なぜですか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 抗体検査を1回実施していただけている方につきましては。

○委員長（新澤良文君） 受けている人であればそうなんですけれども、1回目の検査を受けていない。受けていらっしゃらない方。受けている方であれば、受けているからいいのかもしれないけども、受けていらっしゃらない方に対してです。だから何を言いたいかというと、2回受けていないということは、丸々ワクチンを、ちゃんとしたワクチンを打たなかったということじゃないですか。そやから2回は2回なりに2回の人にも連絡をしなければいけないでしょうということをお尋ねしているんです。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 2回対象の方につきましては、先週報道発表したので。

○委員長（新澤良文君） いやいや、先週報道した方以外の方、以前の方でもいらっしゃったんですよ。先週の方というのは、7月からという方もいらっしゃったけども、以前にもいらっしゃったんですよ、何人かは。先週報道発表した5人、連絡するにしても1回連絡している人にはしないんでしょう。何でなんですか。重複してもやらないと。1回だったら大丈夫だろうというような変な信頼感があるかもしれないんですけども、2回とも駄目だったんだと思うんですよ。私もやっておこうとなってくるかもしれないし。

というのは、何度も申し上げますけれども、この温度管理をきちんとやっていないワクチンというのはどこの自治体でもあるか分からないけれども、うちみたいにこんなずさんな扱いをしているところはなく、厚生労働省、ファイザー、あるい

は県、言うているのは温度管理がきちんとされていないワクチンについては健康被害、何が起ころうが責任持ちませんと。それについてはそういうきちんと管理していないワクチンを接種した自治体の責任において対応してくださいということをおっしゃっています。私も先日、厚生労働省に行ったけども、そうおっしゃっていました。だから言うているんです。

厚生労働省、あるいは県、あるいはファイザーは温度管理が不適切と、きちんと管理してくださいということができていないわけじゃないですか。それを1回でもとんでもないことだけど、2回ともだった人に対しては、すみませんと。もう一度、1回連絡しているから、2回目は連絡しなくてもええやんじゃないんじゃないですか。きちんとそれはそれで説明させてもらわないとあかんのじゃないですか。どうですか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） その辺につきましても、今御指摘のあったことも踏まえまして、検討していきたいと思います。

○委員長（新澤良文君） だから、そこは真心の籠もっていない行政だというんですよ。自分の親や自分の子どもたちがそういう扱いをされたらどうするんだという話です。もし仮に、証人個人の立場として自分や自分の子どもや自分の親がそういう対応をされたら、その行政のことを信用できますか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 信用することはできないと思います。

○委員長（新澤良文君） そうでしょうよ。だから言うのです。自分の身に降りかかったらできないようなことを町民に守っている立場ですよ。だから言うのです。

次に、コロナ対策に係る立場について、お伺いします。芦高総務課長は今もちょっと話をしましたけれども、感染症対策本部会議の本部局長という立場でございます。前回、10月5日の証言では、町長の強い口調に町民の命に関わるような案件についても決断された町長の方針に従うとの証言をされましたが、こんなことで職責は全うしていると思われませんか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 職責は全うしていると思っているんですが、やはりもっと言うのと、自分の意見をもう少し強く言ったほうがよかったかと思っております。

○委員長（新澤良文君） 次に、この証拠として提出されております。情報提供シート、これ以前に証拠として提出されたときは右側が全て白紙だったんです。これは

今回、提出されたときには記入されているんですけども、いつ誰がどういう意図で記入したんですか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） ワクチン移送のときの情報シートですよね。その分については、私は右側に記入をすることはありませんでした。いつどこで誰が記入したかということは存じ上げておりません。

○委員長（新澤良文君） では、令和3年9月24日分といたしまして、融通先接種施設名、リベルテホール。受取サイン、芦高龍也。接種回数15回目、等々の状況提供シートがございます。これは前回証拠として提出を求めたときは、右側の融通先接種施設記入欄は白紙でございました。今、これを提出してもらったところ、芦高証人の名前を書いているところを言っているんですよ。ここに午後4時16分、令和3年8月25日、使用本数43本、残り本数ゼロとのところですよ。前回証拠として出させたときには白紙だったやつに記入はされているんですよ。これはどういう意図で記入をしたのかということ。これは芦高証人の名前です。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 右側の欄は私は一切記入をしておりませんが、8月1日に移送をした際には、日付だけを入れた記憶があります。保健センターから移送するときに、左側の時刻と署名は私がして、当日、リベルテのほうへ持って行くというような作業をしておりました。

○委員長（新澤良文君） じゃあ、この右側というのは書く必要はないんですか、あるんですか。その辺の認識はどうなんですか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 右側に記入しなければならないというような認識がございまして、後から調べますと右側にもその使用本数とかを書かなければならないということは分かりました。

○委員長（新澤良文君） 普通、役所の人間が情報提供シートという形で保健センターが左側の接種融通先という形で持って返ってきて、石尾証人においては温度は見えなかったという部分があるのですが、融通先接種施設記入欄とわざわざ書いて、記録を残すようになっているところなのに、これを記録残す認識がなかったと。これは何のためのスペースなんですか。落書き帳。これは保管期限、これは重要なことは保管期限も書くところもあるのです。保管期限というのは、注意として保管期限は2度から8度で移送した場合は、左の超低温冷凍室から取り出した時刻にプラ

ス31日して記入すること。ただし、31日後の日付がバイアルに記載されている最終有効年月日を超過する場合は、バイアルに記載されている最終有効年月日を記載する。（4週間後の同じ曜日の3日後となるため超低温冷凍庫から取り出した時刻は6月1日午前10時の場合、使用期限は7月2日午前10時になる。）そして、マイナス60度からマイナス15度で移送した場合は、左の（超低温冷凍庫から取り出した時刻）にプラス14日して記入すること。マイナス90度からマイナス60度で移送した場合は、バイアルに記載されている最終有効年月日を記入すること。なお、2回目以降の融通の場合は、再融通用引継ぎシートを確認し、保管期限を記入することと書かれています。

こんなん読まないのですか。重要なことですよ。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 一応、その文言については、細かく読んでおりませんでした。しかし、保健センターの保健師さんから指示を受けて、受取のサインを書きます。そのときに保健センターに保管しておく分と施設のほうに持っていく2枚に記入した記憶がございます。右の保管期限の有効日付も先ほど委員長は言われたとおり、保健センターの指示のもとに入れた記憶はございますが、使用本数であるとか、残本数を書く欄については、私の認識不足で一切記入することはありませんでした。と申しますのは、リベルテホールにシートをワクチンと一緒に渡すということしか認識がございませんでしたので、記入することはありませんでした。

○委員長（新澤良文君） 融通元接種施設から融通先接種施設にワクチンがいかに厳しく管理され、いかに大切に扱わなければいけないかという証だと思えますよね。こういうことがあって、これを左側に受け取りサインを署名した証人であっても、現場でワクチンと情報提供シートを渡した際には、右側に何本、あるいは認知残の本数等々を書く、あるいは書かなければいけないという認識はなかったということではよろしゅうございますか。

加えて、それであるならば、これは右側を書くのは誰の担当なんですか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 右側の記入する係というのを決めていませんでした。私が責任を持って運んだならば、私が薬液のところへ運んだ後、責任をもって使用本数を記入して、責任をもって残数を入れるべきでした。

○委員長（新澤良文君） いやいや、普通気持ち悪くないですか。1日のうち例えば、スムーズに15本、令和3年9月8日、使用本数15本、まず保健センターから運

んだときに受渡しバイアル15本、そのうち右側のところに使用本数15本とスムーズになっているにしても、きちんと記入していかなければ気持ち悪くないですか。逆に言うと、残り本数も出てきている日もあるんです。それはまた8月1日事案につながって、後で大きな問題になったということもある。この情報提供シートを基に、参事が作られたセンターからワクチン使用管理記録というのを参事が作成された資料、これは皆さんにお渡ししているのかな。委員の皆さん、手元にございますか。これを確認していただいたら分かるんですけども、配置、あるいは余り等々のことも出てきております。

そもそもの問題で、取扱いに問題があった。甘かった。なめとったということになってくるのじゃないですか。ワクチンというか、コロナの対策本部の事務局長として。こんな書類も書いていなかったのかというのが不思議です。案件の事故の届についても、こういうのがなければ報告書も書けないのじゃないですか。どうなんですか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） 高取町のコロナウイルスの感染対策本部の事務局の責任者としては、その内容の認識不足からこういうような不適切なワクチンの使用をしてしまったということは認識の甘さから出たものだと思います。

○委員長（新澤良文君） 今分からなかったら後で教えてほしいんですけども、一旦白紙だったんです、右側は。今、提出書を求めたら何か所か、全部が全部じゃないんですけど、何か所か後づけで書いておられるところがあるんですよ。これは好意的に見たらきちんとやっていかないといけないということで、後で調べてきちんと記録に残してはるのかなという取られますが、証拠として出せとなった後に記入しているということで、本当に悪意に、好意的に見なければ証拠隠滅をしようとしたのかともとれるんですが、どうですか。わからないか。証人本人は書いていないから分からないですよ。どういう経緯でこれを後書きしているかということの後から報告願えますか。

○証人（芦高龍也君） はい。

○委員長（新澤良文君） それでは、執行部の責任の取り方についてお伺いします。これまで調査で、想像を超える事実が多数出てまいりました。芦高課長は一連の事故、事件について町として、またコロナ対策本部事務局長のお立場として、どのように責任を取られるおつもりですか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） この間の一連の事案につきましては、私自身、任命権者である町長から処分を下されますと、それに対する処分は受けようと思っております。

○委員長（新澤良文君） この時点で責任の取り方というのもどうかと思うのですが、まずは、真相について、証拠隠滅ともとれるような情報提供シートの後づけ、出してもらったときの報告も受けていないし、その辺、調べておいてください。

○証人（芦高龍也君） はい。

○委員長（新澤良文君） あと、感染症対策本部会議のときに強く申し上げたんですけども、町民の皆さんにお伝えするときは、受け取る側として、先ほども申しましたけれども、そしてまた職員においてもいまだに幹部職員が苦情窓口に座ったり、抗体検査の現場にのこのこと、そんなことやっているんだったらほかにもやることいっぱいあるじゃないですか。例えば、まだデータも出し切れないところも、感染症対策本部で指摘させてもらいましたが、やる仕事がたくさんある中で、何もおらなくても、それも町長の判断ということでしたけれども、町の執行部ががん首そろえて、言葉は悪いですけども、真摯に被害者の皆様に対応しているんだということを見せて、それをして誠意としたいということでしたけれども、そんな誠意だと思いませんよ。

町民の方は、あの人ら、こんなところにいるんだったら、上の人やのにほかのことをやったらいいのにと。そんな誠意は要らないので、もっと違う形で電話対応なり、あるいは感染症のリスクのある方においては、まだ7人の方においては御理解いただいていないということですけども、7人の中にもし仮にC型肝炎、B型肝炎、H I Vを持っておられるような方がいらっしゃったら、またまた問題になってこようと思いますし、今、感染症対策検査をやられたということですが、僕はちょっとびっくりしたのが、感染症検査のときに、C型肝炎の人が1名いらっしゃった。C型肝炎の疑いの方は2名いらっしゃった。それで対策をするのかなと思ったら、ということでしたので、もう一回詳しく感染症の3名の方に対しては詳しく検査をしますということは、今、本町で行われている感染症の検査というのは、詳しい検査じゃなしに、簡易的な感染症の検査をやられているということですか。どうなんですか。僕も医療的なことはあまり分からないので、まずは感染しているか、陽性か陰性かだけやっているということか。

芦高証人。

○証人（芦高龍也君） その辺の詳しい話は、一応感染症に対する検査項目は出していただいたのですが、順番を追って検査をしていくということになっているみたい

で、今回の事案で再検査という運びになったと思います。

- 委員長（新澤良文君） だから現場にそうやって感染症の検査の現場にずっといても、そこら辺も理解もしていないし、分かっているわけじゃないですか。ただ立っているだけじゃないですか。そんなことしている暇があるのであれば、もっと違う仕事がたくさんあるでしょうということが言いたいのです。

何回も感染症対策本部会議でも言っているのですが、町長も意地になっているのか分からないけれども、あとで質問しますが。曲げないんですね。これは町長に言います。

では、芦高証人に対して、ほかの委員さん、質問等ございましたら、お受けいたします。ございませんか。何もない。

（「なし」の声起こる。）

- 委員長（新澤良文君） では、芦高証人、御苦労さまでございました。

暫時休憩します。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

- 委員長（新澤良文君） 再開いたします。

それでは、中川町長、尋問台へお願いします。宣言の後、署名、捺印をお願いいたします。

- 証人（中川裕介君） 宣誓書。「私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和3年11月15日。中川裕介。」

- 委員長（新澤良文君） それでは、中川証人にお尋ねいたします。

過去の尋問の中で、記憶が曖昧な点についてお尋ねいたします。まず、10月11日の尋問で、私が7月11日については、遅くとも7月12日には針刺し事故等々の、また二度打ち等の可能性を疑ったほうがよいという町幹部からの進言をされて、事故の認識がおありになったと推測されますが、結果として、町幹部の隠蔽と捉えかねないような対応になりました。町長の考えはお伺いしたところ、「そこら辺の記憶はあまり飛んでございません」ということでございましたけれども、もう一度お伺いいたします。思い出されましたか。

中川証人。

- 証人（中川裕介君） 7月11日の案件でございます。9月21日、また10月11日に証人尋問で発言をさせていただいております。そのときに、例えば、7月12日の町職員からの進言につきまして、私の思い出すというよりも、どちらにして

も7月11日の案件につきまして、帰宅された可能性が高い。当面、様子を見ましようということ、早急な連絡、検査と、また次の日の詳細調査を職員がしていたということですが、いずれにしても当然、私のそのときの記憶とか、そういうものではなくて、証人が正直に発言をしておりますので、当然、私の発言、言動ということで認めさせていただいた。11日にそのつもりで行ったつもりですが、もう一つはそういうことを踏まえまして、町民だより11月号に7月11日の案件につきまして、保健師さんから、針刺し事故の可能性について御報告もいただいていたと。接種せずに帰宅した人がおられるということで、国にも報告もせず、公表していませんでした。当然、感染症のリスクにつきましても、そういうのを認識しながら、59人の方に早急に連絡しなかったということで、本当に公表も遅れ、事実を隠蔽したと言わざるを得ない状況だということで、町長の責任をもって町民だよりに記載させていただいているとおりでございます。

本当に、そのときの前回の証人喚問のときに申し上げましたが、認識が甘かった。当然そのときの判断は謝りだったということで、そのときにも申し上げておりでございます。心より深く反省いたします。また公表も遅れたことということで、私をもっと積極的に職員さんの皆さんの進言を真摯に受け止めて、しっかり対応できていなかったということで、今となれば反省、そのときにはそういう報告があれば、躊躇なく当然その段階で調査ということになると思います。そういうことを踏まえまして、町民だよりに書かせていただきました。

以上でございます。

○委員長（新澤良文君） 先ほども芦高証人にもお尋ねしたのですが、町長は町長のお立場になられる前に、奈良県立医科大学の理事、あるいは県の職員でも医療分野では専門職だということを何かの議会、委員会の中でおっしゃっていました。それから考えますと、この針刺し事故の案件等々はあってはならないことだけど、日常的に医大とかは特に、点滴にしろ、採血にしろ、そういう事故はちょいちょい起きているようなことでもございますし、その辺の対応の仕方、そしてまず危険、どういう健康被害があるということを含めまして、その辺の認識を十分おありだったのにもかかわらず、そういった町民の命をないがしろにしたということで、結果的にはそうなるのですが、そういうことでよろしゅうございますか。

○証人（中川裕介君） 前回、11日も申し上げたとおりでございます。当然、医療関係の仕事もさせていただいております。そういう意味で、あってはならないのですが、そういう針刺し事故という可能性も十分ございます。そういう認識を知識と

しては持っているながら、そのときに電話でそういう事案が起こっているということで、適切に判断できなかった。即座に関係の方に連絡を取れなかったということで、十分反省と言いますか、当然分かりながら、そういう事故が起こる可能性があるということを危機管理の意識がまだまだ足らなかったということでございます。実際に、そういう形でその場で即対応すべきだと。今となれば、反省以外ございません。以上でございます。

○委員長（新澤良文君） 言うておられることはよく分かるんです。反省以外とか、そのときの認識不足とか、それはそもそもの話なんですけど、感染症という大変重い病気にかかるリスクもある。そういった中で、そういう可能性があることも認識されながら、そのときの判断が間違っていたのと、広報等々でと今、のびのびとおっしゃいましたけど、いやいやその前に、町民の命をないがしろに、健康被害を考えておるのかということで、そもそも高取町の町民についてどうお考えなんですか。

○証人（中川裕介君） 私は町民の皆さんの安全、安心、当然健康も含めまして第一で、10月11日の証人喚問のときも御答弁させていただいたとおりでございます。それは何ら変わってなくて、ますますそういう強い思いを持っております。以上でございます。

○委員長（新澤良文君） 今は持つておったんやけども、このときはそうでもなかったということですか。

○証人（中川裕介君） そういうことではございません。私は、僭越ですけども、選挙の公約で住民の皆さんの安全、安心を第一にということで皆さんにもお約束をさせていただきました。御当選をさせていただきましたけれども、当然、そういう意識を持ちながらこういうことを起こしているということは、本当に反省する以外ございません。そういうことを肝に銘じて、今後。

○委員長（新澤良文君） 今後のことは聞いていないです。要は僕は何を言いたいかというと、町長はそういう意識も十分ある。先ほど芦高総務課長もそうおっしゃっていました。職員の皆さんに聞いたら、副町長もみんなそう言うのです。町民の方は大事だと言いながら、言っていることとやっていることが全然違う。言っていることとやっていることが全然違う中で、町長には大きな責任があるところによると、「町長が判断されたので」と、こう来るわけです。先ほども芦高証人はおっしゃいました。一旦、町長が判断されたことなので、これ以上は言えないということ言うんです。町長の判断というのはそれぐらい重いものだと。現場職員が証言してい

るわけです。であるならば、その町長の御判断、重い御判断という中心にあるところに町民の命、健やかなということで、町長選挙のところに訴えられたということとをさっきおっしゃいましたが、それとは真逆なことをされたわけです、今回は。

その辺の整合性、真逆なことをしてしまった原因は何やろうかと。その認識が甘いじゃ済まされない。結局のところは真逆なことをやられたんだから、その原因はどこにあるんですか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 当然、先ほど芦高課長の証言がございましたように、町長というポジションの重みというのは、ひしひしと感じておりますし、自分の発言、言動というのは職員の皆さんにどれだけ影響を与えるかということも自分でこの仕事をさせていただいて、ひしひしと感じております。それはそれとして、今回の7月11日はじめ、各事案につきまして、本当に自分自身として町民の皆さんの安全安心ということで訴えをさせていただきました。そういう意味でこういう事案を起こしてしまったということにつきましては、深く反省する以外、認識が甘い、それでは駄目ではないかという御意見もございますが、自分としてはもっともっと危機管理能力を高めて、しっかりこういう形で二度とこういうことにならないように。

○委員長（新澤良文君） いやいや、そういう質問を聞いていない。聞いているのは、町長は町民の命を大切に思うと。中心に町民の命、安心、暮らしも健やかにということで思っている中で、真逆な判断をされた。この真逆な判断をされた原因というのは何かあるのではないですかと。認識が甘いかどうかというのは、町長はそういう専門職に就かっていた。あるいは医大の理事もされていたということで、この針刺し事故についての感染症リスクというのは、認識は甘くないはずなんですよ。認識は十分お持ちになったはずなのに、まず医大の理事もされていたということ、県の職員としてもそういう医療関係にも就かっていたということで、認識は甘いはずはないというのが1点と、そして町民の命も大事だと。僕は町長が町民の命を粗末に思っているとは言っていませんよ。町長も大事だと思っはるんでしょ。だけど、結果として、町民の命を大事だと思っはるのと真逆な行動、判断をってしまった原因、認識が甘いことはないと思うのです。それなりの知識も持っておられた方なので。そこら辺の認識が甘かったという言葉では済まされませんよということです。だから認識は甘くはないでしょう。十分お持ちでしょう。その中で、なぜ真逆な判断をされたのかというところは分からない。そこをお尋ねしたいのです。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 今、委員長から認識がというお話でございますが、知識としては当然、認識もそういう針刺し事故から、またこれからのコロナの温度管理の不適切な事案も含めまして、そういう医療についても知識は持ち合わせております。それは現場に、自分が当事者になって、先ほど申しましたように、危機管理能力、危機管理についてのお考えができていなかったということでございます。

以上でございます。

○委員長（新澤良文君） 危機管理という言葉でくくりにはできるようなことでもないのですが、どこの自治体であっても、針刺し事故、あるいはこれから出てくる温度管理の不適切、再冷凍等々、どこの自治体でも正直にすぐに発表して、すぐに対応されています。それはなぜかというと、どこの自治体でもそのトップの首長というのは、住民の命を大事に思っているから。だから、自分が世間からどういふふうには批判されようが何しようが、失敗については公表され、そして対策をされると。

1つ不思議だったのは、あれは滋賀県の湖南市だったか、滋賀県の自治体でもあったんですが、その自治体は感染症のリスクがあったような、二度打ちの案件があったのですが、ここは該当された対象者の方、全ての方に連絡されているんですよ。検査全員したか、していないかはまだ分かっていませんけども。連絡して、対策はされているんです。それでも公表しなかったということで、後でたたかれたらしいけども。ここの自治体がちゃんとやっているんだったら、うちよりましやと新聞記事を読んで思いましたけども。やはり町民の命を大事に思われるのであれば、対象の人に連絡を入れると。そして対策をするというのは、これをやっておれば、町長のおっしゃることとも整合性が取れるんだけれども。町長、言っていることとやっていることがばらばらだと。

先ほど、芦高証人にも言ったんですが、ほかの証人にも言うていますが、みんな言っていることとやっていることがばらばらなんです。だから公務員というのは役場職員、町長も含めて何を一番に大切に考えて、何を一番に中心に考えて職務に従事しないといけないのだとお考えですか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） それは当然、高取町であれば高取町の住民の皆さんを基軸にするのが、高取町の職員としてのあるべき姿でございます。

○委員長（新澤良文君） それが職員に十分浸透していないのが今回の結果であり、十分浸透していないばかりか、中心の一番責任者である町長御自身もこの部分に対

して、医療的なことで認識が甘かったのじゃなしに、町民に対する思いが甘かったのではないかというふうに捉えるのですけども、くどくなりますが、その辺はどうですか。

○証人（中川裕介君） 先ほど申しましたように、町民の皆さん、町の職員、また私をはじめ町民の皆さんが第一義でございます。そういう意味で、こういう事案を発生させたということにつきましては、本当に申し訳ないと、それだけでございますが、そういう意識を再度、私も含め職員も当然、再度認識をしていただいていると思いますし、またそれを私がしっかり町民の皆さんに、職員の皆さんにお伝えすべきところだと思っております。そういう意味で、今回のこのような事案というのを肝に銘じまして、と思っております。

以上であります。

○委員長（新澤良文君） 住民の方は、もちろん昨日もちよっと余談になりますが、町長の支持者の方からお電話いただいて、そのおばちゃんは泣きながら、議長、あなたが正しいのは分かっているけれども、町長を許してやってよと電話いただきましたよ。そういう町長のことを大事に思っている支持者の方もいらっしゃいますよ。そんな支持者の方もいらっしゃる中で、町長、僕くどいようなんですけど、言っていることとやっていることはむちゃくちゃ、町民の方の安心、安全をどうこうとおっしゃるんですけども、全然伝わってこない。また説明も十分な説明もされていない。感染症対策の検査会場に行った町長が頭下げてはりますということをいいふうに見ておられる人と、あれで済むと思っているのかと悪いふうにいる人と、住民というのはいろいろおられますけども、物のよしあし、僕なんかが言うのもおかしいことなんですけども、物のよしあしを考えたときに、町長のぐらいの頭の賢い人であるならば判断はできると思うのですが、町民の命、健康を大事に思っていますと言いながら、この判断を誤った。その後に、隠蔽して何か月もほったらかして、週刊誌が出るまでほったらかしにした。そして、対策もまた、小出しにして、あのときに、一番最初の全員協議会だったか、議事録起こしてもらったら分かると思うのですが、私は町長に申し上げたと思うんですけどね。町長、今出ている事実だけをして、公表されるんですか。今、疑義を持たれているような案件もあります。これも含めて調査した上で公表されるんですかと僕は申し上げたと思うのです。町長はそのときに、強い口調で、自信に満ちあふれて、公表は今出ている案件を公表しますということをおっしゃったんですが、あとこれを見たら、こういうざまです。高取町。

この前、奈良テレビのアナウンサーはまた、高取町ですと。町長も御覧になったかもしれませんが。そういうふうに後手に後手に回るといふか、不細工な対応をしてしまったと僕は思うわけですが、町長はどう思われますか。

- 証人（中川裕介君）　まず7月11日、7月18日、それと8月1日の案件。それと百条の議会で御指摘いただきました7月25日、7月28日、それと町内の医療機関からの報告がございました案件、それともう一つは、百条委員会、議会での経緯としまして、8月1日のワクチンが別途1本の案件、それと先週発表させていただいた案件、議長がおっしゃったように、ほかもあったらということで職員にも確認していたのですが、こういう形で後から出てきたということで、これは本当に申し訳ない。一遍に出しておくところをしっかりとチェックをしていなかったということでございます。本当に、前に御示唆もいただいている、大丈夫ですかということでおっしゃっていただいていたのですが、しっかりと見ていなかったということでございます。

以上でございます。

- 委員長（新澤良文君）　温度管理が不適切なワクチンを使用しているのではないかというのは、一番当初から言われていることであって、町長御自身もそうだと思うのですが、プロジェクトチームのほうがそれは認識していたということです。というのはどういうことかと申し上げますと、7月15日に再冷凍事案が発生しましたけれども、そのときの石尾証人の一番初めの証言の中でこう言っています。

温度が不安定だったから、持っていったワクチンを保健センターのほうにディープリーダーから出して、持っていったワクチンを冷凍庫のほうに入れたんですということを証言の中で言っています。ということは家庭用冷蔵庫というのは温度が不安定な冷蔵庫ということを知っていたということが現場レベルでは分かるのです。その辺については、町長は理解されていたのですか。

中川証人。

- 証人（中川裕介君）　申し訳ないです。私はそこまで理解できておりませんでした。現場の状況をしっかりと報告を上げてもらって、今となればですが、確認をすべきだったと思っております。

- 委員長（新澤良文君）　その証言をもとに、少なくともプロジェクトチーム、あるいは保健センターの中では、あの家庭用冷蔵庫は温度管理が不安定な冷蔵庫であったという認識がある中でのことだったので、その後にあの冷蔵庫に入れたワクチン、どういう扱い、リベルテホールの集団接種のときにどういうふうな体制で、どうい

うふうな現場で、どういうふうな動きでどういうふうなワクチンの取扱いであったかということのすぐには検証されていけば、何度も何度も発表せずに1回で済んだと思うのですが、逆に言うとそういうことをしなければいけないような案件だったのに、何でそんなこともせずに、後から後から指摘されるたびに出てくるような不細工なことになったのかと。その辺は町長は、この疑義にあることに関しては、言葉は悪いけれども、めくれるたびに、事実関係が明らかになるたびに説明するような後出し、後出しばかりするから、余計に町民に対する不信感、議会に対する不信感、議会議員の人は不信感を持っていないか。僕は持っています。ほかの人は知りませんが。そういうように当たってくると思うのです。これは一番簡単だと思うのです。あの冷蔵庫で管理したワクチンというのを情報提供シート、あるいはその日の接種の数とかいうのを算定していけば、一番分かることだったのですが、なぜそういう検証なり何なりというのをやられなかったのですか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 議長がおっしゃるとおりだと思います。家庭用冷蔵庫、当然、2度から8度、それと温度管理記録をちゃんと取ってということ。そのマニュアルに逸脱していた。そういうことをしっかり7月18日以降ですけど、実際に冷蔵庫が来るまで、そういうことを私は申し訳ないですが、そこまで分からなかったの、今となれば分かっていますが、その段階で分からなかったのですが、しっかりマニュアルを確認、ダブルチェックをするということが不足していたと思います。

今となれば当然当たり前のことで、そういうことはいいですが、その段階でそういう対応は取れていなかったというふうに思います。

以上です。

○委員長（新澤良文君） ダブルチェック云々を言っているのではなしに、今となったらというのでなしに、今となってからやることだったのではないか。週刊新潮等に出た後に、いろんな全協なり、そういう場でいろんな疑義が出てきた。この百条議会が始まってからも、いろんな大丈夫かという案件が出てきた中で、なぜそういうことを先にやっておけば、後から後から4回も5回も報道発表しないといけないようなことにはなっていなかったと思うのですが、それを言っても無駄か。

じゃあ次に行きます。同じく10月11日の尋問で私が7月16日に移送したワクチンについては、結果として再冷蔵であり、使うべきではなかったとの保健師の進言を無視し、接種担当者の報告を受けて、7月21日に住民に接種、こちらも百条調査で明るみになるまで隠蔽していたということが疑われるのですけども、この

件についても積極的に町長のほうから町民に発表するという思いには至らなかったんだと。どうしてそういうことには至らなかったのですか、お尋ねいたします。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 8月1日のリベルテの再冷凍の件です。10月11日に証人尋問で発言させていただいたとおりでございます。証人さんがそれぞれ発言して、その時点で私の発言、または言動という形で先ほど申しましたように、町民だよりも記載させていただいております。そういうことでそこが再冷凍、前回も申し上げましたように、今となればと言ったらお叱りを受けるかも分からないのですが、取扱いが再冷凍ということで認識をさせていただきますが、その段階で私自身の知識がそこまでなかったということの一言でございます。

それで、町民だよりにそういう形で書かせていただいているということでございます。当然、役場のほうから保健師、当然、医療知識をお持ちでございます。そういう人たちの意見を研修もしっかりと受けておられると思うので、そちらを採用すべきだとそのときの判断が誤っていたということでございます。

以上でございます。

○委員長（新澤良文君） 今のなつてのことは聞いておりません。この日の判断のことを聞いているんです。今、広報等々でどういうことをおっしゃっているのかということも僕は聞いていませんし、今、百条委員会の中で何を調べているかということ、このときの判断基準、どうしてそういう判断をされたのか。そして、そういう判断をされるにはどういう情報が入ってきて、どういう過程の下に、どういう判断をして、どういう指揮系統の下に、町民に不利益がかかるようなことになったのかということ調べているわけございまして、今となつてはこう思いますというような人ごとみたいな話を聞いているのではなしに、当時の当事者として、どういうことをしたのかということをお尋ねしているわけでございます。それを申し上げます。

そして、その中で、私もここら辺の記憶があまりございません。その時点であり自分として覚えていないということを繰り返していらっしゃるのですね。7月16日のワクチンについても。例えば、16日だったか、最後に反省会の中で、町長も出席されているのですが、この日の反省会の中で何が決まったかと申しますと、保健師、専門職の保健師の松本に県、あるいはファイザー等々に連絡をして、このワクチンを使えるかどうかという問合せをして、その結果を受けて判断をするというふうに16日は決まっているんです。それを前回、町長にお尋ねしたら、記憶にございませんということだったんですけども。そういう大事な大事な判断、町民の命

に関わるような大事な判断をされる、その会議の内容を記憶にございませんということをおっしゃるので、そこの記憶をきちんと思い出していただかないと、判断基準、どうしてそういう方向になったかという調査は進まないんです。だから思い出されましたかということをお尋ねしています。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 16日のあやふやということで申し上げております。実際にどこまでということになるのですけども、先ほど前回のときにも申し上げましたが、そのときにこの証言でいろんな方、保健師さん、PTの方の判断をこういう形で証人尋問に応じておられ、お答えをされております。私の言動につきましても、今、委員長がおっしゃったように、こういう会議があつてこうだということですが、当然、そういうことで先ほど言いましたように、証人の私の言動についての発言、また言動については認めさせていただいたとおりでございます。

そういうことで、そのときの判断、基準というのは多分ですけども、今、皆さんがおっしゃったようにファイザー社と当然、問合せをしているのですが、真逆の答えになっていますので、私もそこまで、その段階では再冷凍のワクチンということについて知識も持ち合わせておりませんでした。それで、多分、奥村先生にまず聞いてもらったらということでお話を前回も証言させていただいていますが、そういう話をさせてもらったと思います。

それで、接種しましょうというお答えだったので接種をさせていただいた。当然、今であればという話は、また議長からお叱り受けますが、当然その段階ではそういう再冷凍ワクチンについての知識を十分に持っていなかったということで、それで判断をしたということでございます。

以上でございます。

○委員長（新澤良文君） じゃあ、奥村先生が悪いということをおっしゃったのかな。

○証人（中川裕介君） 奥村先生が悪いとかと、そういうことを言っているわけではなくて、奥村先生にも確認をしてくださいということで、奥村先生云々ということはお申し上げておりません。あくまでも私が当然、ワクチン接種についての高取町の責任者ということでございますので、そういう意味で、今お答えさせていただいたそのときにそれだけの十分な知識を持っていないということで判断をしたということでございます。

以上でございます。

○委員長（新澤良文君） 町長はこの高取町のトップという認識はされていると思う

のですが、当たり前のことですよね。そんな中でワクチン事業が始まって、そして再冷凍という認識がなかったということなんだけれども、再冷凍ワクチンが安心安全なのかどうなのかという問題よりも、もしかしたら、再冷凍ワクチンになるか分からないというワクチンを接種するまで5日間あったんですよね。5日間のうち、再冷凍と保健センターから指摘を受けた16日、そして18日に副町長、石尾等々、総務課長、これも反省会等々で、このワクチンについての取扱いについても話し合う。そして、月曜日、19日にそれぞれが違う質問で違う回答が返ってくるという、これほど怪しい事案を、しかも町民に接種するまでに今度は16日に接種する段取りで15日に持ってきたんだけど、やはり危ないかなという認識があったから、次の日は接種していないんですよね。調べてからしよう。

ということは、裏を返せば、再冷凍ワクチンに当たるものであれば、危ない。町民に打ってはならないものだという認識はあったということは1点と、じゃあ、再冷凍に当たるかどうかという調査においては、僕は副町長にも怒りましたけども、これだけ疑義のある問題の中で、プロジェクトチームの言い分、あるいは保健所の言い分、どちらの判断を正しいとして採用するのかという、判断基準の内容をどういう経緯で運んだのか。どういう経緯で再冷凍ワクチンにしてしまったのかという、その経緯も聞かずに、両方の結果だけを聞いて、そしてまだその結果の中でも詳細に報告しているほうではなく、本当に簡単に、本当にこいつら聞いたんかなという内容の報告のほうを採用して、ここが分からないんですよ、町長。

その再冷凍ワクチンが危ない、危なくないという認識があったとか、なかったとか、そんなのは本当に以前から申し上げていますが、あつたはずなんですよ。再冷凍ワクチンというのは使ったら駄目だというのは。ワイドショーでも。ワイドショーは町長見られていないんですかね。ワイドショーでもやっているし、ワクチンの取扱いの中で、どこの自治体でも再冷凍、一旦再冷凍入れてしまったら、廃棄ということになってるんです。そんなことも認識なく判断されてきたのであれば、ここは町長としての人格も疑いたくなるようなことです。それだけの疑義のある問題をどちらが正しいかという判断をしなければいけないというお立場で、どうしてそっち側のプロジェクトチームの言い分を、そして、どうしてどういう取扱いをしたかという詳細な部分を質問しなかったのか。これが不思議で、そこはどうしてなんですか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 当然、先ほど議長がおっしゃっていることは今となれば、当

然、有無も言わずという答えでございます。そのときにそれだけの私が再冷凍、また冷蔵移送の方法とか、そういうことを十分認識しておれば、何も迷うことなく正しい判断をしたと思うのですが、先ほど私はそこまで、その段階では移送の方法とか、移送したときは冷蔵移送用の保冷バックに入っているんだからということで、そういう意識を。今となればですが、そのときはまだまだ持っていなかった。そういう意味で、本当にその段階では間違った判断、当然、それはもともとの知識がなかった。トップとしてそこまで求められていると、そういう意味ではあまり思っていなかったという意識が低い、認識が低いというふうに言われるといかんと思いますが、その段階では、そういうことが分からなかったということでございます。本当に、今となれば、反省以外、そのときに石尾課長さんのプロジェクトチームのほうを採用したということは物すごく判断の誤りだということでございます。以上でございます。

○委員長（新澤良文君） 再冷凍というワクチンを町民に打つか、打たないかという判断を町長に委ねられた。どうするかという判断を町長が決定するというときに、双方違う意見を現場から上がってきている中で、片方を採用するという事はよっぽど根拠がなければそれは採用しないと思うのです。その接種するまでにそんなワクチンは廃棄してくださいというような伺い書も上がってきているのは、町長の目にも触れているということでしたし、国やファイザー、あるいは県の伺い書、町民が接種するまでに伺い書で詳細に保健センターが書いてきた報告書を目にすれば、おのずとどうしていたかということは、今、両方聞き取りをして、どちらのことが明らかになったか。ちゃんとしていたかということが分かっているれば、接種してなかったとおっしゃいましたが、分かっていたはずじゃないですか。伺い書を読んでいるんだから。どうなんですか、その辺は。

中川証人。

○証人（中川裕介君） その段階では、詳細に聞いていなかったということでございます。当然、PTのほうからもそんなに詳細に聞いていなかった。また保健師さんについてももっと具体的にこういった意味でこうこうということをちゃんと聞いておれば、それは両方の判断ができたと思っております。

○委員長（新澤良文君） だから、再冷凍ワクチンがどのような健康被害、あるいは抗体がつく、つかない。抗体についてどれぐらいの効果があるのかということは別の問題で、そんなものは誰も分かりません。いまだに。東大の先生でも分からないと思うのです。ただ、言われていることは、再冷凍ワクチンは廃棄してくださ

い。使わないでくださいということは小学生でも知っているんですけどね。そういった報告書を伺い書という形で町長の目にも触れておられます。だから、十分、町長はこのことも認識をされていながら、町長の言う一番大事な町民に接種したということは、さっきと一緒に、この部分も整合性が取れないのです。

さっきの件とこの件とも併せても、町長は町民のこと大事だと言いながら、やっていることはむちゃくちゃだということをおっしゃられても仕方がないのじゃないですか。だから、先ほどからちゃんと認識が、認識がと言われるのですが、現場の声、例えば、こんなワクチンなどは一番問題になっていることです。集団接種などは始まったときなど、当初は特にそうだと思うのですが、一番神経使わないと。町のトップたるものは、一番神経使わないといけないような内容の中で、こういう現場から伺い書が上がってきて、そのワクチンは使わないでください。国も製薬会社も使わないでくださいと言っていますと、伺い書は接種してしまう前日に上がってきて、それを町長は目にしている。その時点でなぜそんな判断に至ったのかという認識が甘い、これも認識が甘いでは済まされませんよ、町長。

中川証人。

○証人（中川裕介君） ただただそのときに適切にそういった知識を持ちながら適切な判断ができなかったということでしたけれども、危機意識もさっき言いましたが、そういう意味で常に意識を持ちながら、自分の知識を持っているのと十分に照らし合わせて、住民の皆さんの何が重要だということが判断できていなかったということでございます。

以上です。

○委員長（新澤良文君） 次に、3,000人を超える検査対象者を出した今回の災害、あるいは人災等々の一連の事件、事故について、いまだ住民の皆さんに詳細な説明が行われておりません。安心安全なまちづくりを掲げられた町長は、これからのように対応されるのですか。また、どのような体制を考えておられるのでしょうか。このままでは3回目の接種は任せられません。まずは、今回の本当に人口6,432人、小さな小さな町の中で、対象者は4,000人ぐらいの対象者の方、ワクチンの接種率で言うと八十何%だったっけ。接種率から比較すると、まずまともなワクチンを打った人は保健センターで当初、打った65歳以上の高齢者の方、あの方たち以外の方はほぼほぼまともな国から指摘され、製薬会社からも注意されているきちんと温度管理をした取扱いのワクチン以外は使わないでくださいと言われているワクチンを使ってしまったということになってくるのですが、この点につい

て、町長はどうお考えですか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 3,085名の方にこういう形で検査をさせていただかないといけない状況になったこと、当然、私の不注意、そこまでの危機管理能力、そういう意味での意識が欠落していたということに尽きると思います。職員も含めまして、一生懸命やってくれたのですが、こういう形になってしまいました。町民の皆さんに御心配、御迷惑をかけてしまったことにつきましては、何回も申し上げているとおり、お詫び、反省というしかございません。

以上でございます。

○委員長（新澤良文君） 中川証人。

○証人（中川裕介君） それで、今、今日も補正予算を通していただきましたけれども、必要な方に様々な事案の方々に抗体検査、また感染症の検査を実施させていただいていることでございます。そういう形で12月中頃、12月いっぱいかかるとは思いますが、しっかりやらせていただきまして、今住民の皆さんに少しでも安心、安全、少しでもお叱りを受けるかも分かりませんが、今、高取町ができること。自分自身、またそういうことを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（新澤良文君） 抗体検査を受けられた方、いろんな方に私もお話を聞かせていただいているのですが、3か月も経っているし、今更やっても一緒やろう、もういいわというような人もいらっしゃいます。そんな人も含めてそうなんです、逆に一方では、役場は何月何日と言っているけれども、私らも心配だと。あんなの嘘つく人ばかりだと言っている日にちであって、またいつ、嘘言っているか分からないし、あんな人は信用できないと。私らも感染症の抗体検査もしてよと言う人もいらっしゃいます。

もうこうなれば、そういう検査をしたいとおっしゃった方には検査をしてあげなければいけないということもあるのかなと。コロナ感染症対策はここで話をするこゝではないかも知れない。対策本部会議の中でも話をさせていただきますけど、本当に初めに陽性の、あなた陽性です。大丈夫ですよ、おめでとうございませぬみたいな文書を送られましたが、0.8陽性。これは僕は出すなとって事前に言っていたやつを出されたんです。これじゃ何も分からないでしょう。0.8。

この0.8というのはどういうことかと申しますと、ワクチンを打ったか、打っていないかというだけの陽性、陰性という数値でございます。これは主にこれが陽

性でこれが陰性というのを主にどういうときに、この0.8という数値を使われるかということ、例えば、生駒市のほうでは、食塩水を注射してワクチンを注射しなかった。ワクチンが入っているか、入っていないかというのを調べるのに、0.8。うちらみたいに1回打ったり、不適切であっても温度管理をできていなくても、一応はワクチンを打った人というのは全員0.8というのは出るのです。体調が体的にいろんな薬を飲んでいる方とかいう人以外は、0.8以上は全員出ます。こんなものを基準にして陽性ですと送ったから、感染症対策本部会議でもめたんですけどね。それで次になかなか出せなかったというのは、この数値をどこにするかということを決めていなかった。こうなれば高取基準ですよ。

というのは、どこの自治体でもそうですが、例えば、和歌山を例に挙げてやられていますが、和歌山の場合は接種してから3週間、4週間で460何人の医療従事者等々からモニタリングした結果、98%の方が抗体が250以上あったんです。

○8番（新澤明美君） すみません、議長、それは本部会議で話合いすることでは。

○委員長（新澤良文君） やっています。

○8番（新澤明美君） だからここですることと違いますよね。事実関係を今、ここで調査しているのやから。それは本部会議で議論すること、今の内容は。

○委員長（新澤良文君） 事実関係を議論しているんですよ。

○8番（新澤明美君） だから本部会議でそれは話合いすることです。何%ということていくかどうかは。そうでしょう。

○委員長（新澤良文君） これは百条委員会ですよ。

○8番（新澤明美君） はい。

○委員長（新澤良文君） 何言うてはるの。事実関係を今、調査しているんですよ。

この数値を。今、何を聞いているかということ、なぜこの数値を基準にしようかとしたのかということを知ろうとしているのです。待てないのですか。寝ていたらいいんじゃないですか。

○8番（新澤明美君） あのね。それは本部会議で話をするんですよ。

○委員長（新澤良文君） 本部会議でもやりました。

○8番（新澤明美君） だから本部会議で詰めることですよ。

○委員長（新澤良文君） 詰めました。

○8番（新澤明美君） 事実関係をここで調べてくださいと。

○委員長（新澤良文君） 事実関係を調べているんですよ。

○8番（新澤明美君） 事実関係以外のことは本部会議でやってください。

- 委員長（新澤良文君） やりました。
- 8番（新澤明美君） また本部会議ではあったらどうですか。
- 委員長（新澤良文君） 聞きたくないのですか、この中身。
- 8番（新澤明美君） これは調査委員会の目的と違うんです。
- 委員長（新澤良文君） 目的に入ってくるんです、これから。
- 8番（新澤明美君） そうですか。
- 委員長（新澤良文君） これ以上、不適切発言したら退場してもらいます。
- 8番（新澤明美君） お進めください。
- 委員長（新澤良文君） あまり不適切発言やめてください。
- 8番（新澤明美君） はい。
- 委員長（新澤良文君） 暫時休憩。
- 午後 3時06分 休憩
- 午後 3時14分 再開
- 委員長（新澤良文君） それでは再開します。

要は、これは15という1つの基準をされるときは、本当に大きな決断が必要だったと思うのです。というのは和歌山県を1つの例にされていますけども、和歌山県のモニタリング470人した中でも98%の方は250以上あった。そして僅か2%の人が15以上あったということで、和歌山のほうはこの15を和歌山基準というようになっていますけれども、あくまでも1つの目安として、コロナに感染した方の中和抗体の数だったりとか、そういうことも含めて、この15という数字ですけども、これは高くはない数字だと思いますし、実際、私も抗体検査の何ぼか上がっている中でも確認させてもらったところもあるのですが、まあ皆さん、3桁というのが大体平均的で、ある方においては4桁という方もいらっしゃるんですけども、今後、あるいは係争問題になるのか、どうなるのか、いろんな問題、ワクチンですので、何年か後に健康被害ということで訴えられる可能性もあります。これは本町だけじゃないですけども、こんなことも含めた場合、15というのを腹をくくるといえるのは、かなり難しかったと思うんですけども、町長、この15というのに決められた原因はどのような部分で決められたのですか。

中川証人。

- 証人（中川裕介君） コロナ対策本部会議で、議長、また谷本委員も十分御承知をしていただける中で、決めさせていただいたという状況でございます。この抗体というのは年齢とか、基礎疾患とかお薬をどれだけ飲んでいるのかでものすごく差が

ございます。ただ、今のところそういう基準というのは、世界のドクターが一生懸命研究されていると思うので、何年か経ったら出てくると思うのですが、今のところそういう基準はございません。

それともう一つは、日本の国では、感染するか、しないかということになるのですが、これは抗体検査は定量的にコロナの抗体がどれだけあるかということ調べて検査でございます。実際は、感染する、しないというのはPCR検査、または抗原検査ですというのが日本国の厚生労働省の考え方でございます。

先ほど、0.8とか、ミリリットルという陰性、陽性という判断がございしますが、これは抗体がありますよ、接種しましたよと簡単に言ったらそんなことになってくるのかと思います。そういう意味で、あっちこっち当然、厚労省、奈良医大、奈良県、ファイザー社、先生方にもいろいろ聞きましたが、明確な基準がないというのが結論でございます。それで、1つのものとして、和歌山県のドクターが発表されております。調和抗体がある中で抗体値が感染者の場合、15、ユニット/ミリリットルで獲得されるということを1つの目安として、決めさせていただいたというのが事実でございます。

五里霧中と言いますか、将来的には数字も出てくるところでございましょうけれども、今の段階ではそういうふうなことで基準がなかったということ、それで皆様方のいろいろ意見がございしますが、15という数字に決めさせていただいたというのが事実でございます。

以上でございます。

- 委員長（新澤良文君） どれぐらい抗体があれば、コロナにかかったか、かかっていないかという1つの基準、これも大事かもしれませんが、今回の委員会においては、あまり重要じゃなくて、ワクチンをきちんと打たれたか。打たれていないか。そして、温度管理がきちんとされているワクチンについて、されていないワクチンについて、きちんと抗体が出たのか、出ていないのか。健康被害は後の問題であって。というのが重要な問題でございまして、ただ、1つの基準として、これだけ多くの町民の方に検査をお願いして、住民の方に不安な思いをさせているということにおいては、ただ、検査結果、陽性か陰性かということをお初め、当初はそういう紙を送ってはったんですが、そういうのではなしに、きちんと基準があったのではないかと提案した立場から質問させていただいているのですが、その15という根拠もそうだったと思うのですが、基準というものは国のほうも県のほうも示してもらえなかったということもそうですが、高取町の基準ということで後に本町

のほうが1つの基準にされてしまう可能性もあるんだけども。こんな雑なワクチンの取扱いをする自治体はないだろうと思うのですが、この15ということで決められた。

この15の中でも約4名、これから増えているんかもしれません。0.8、私が知っている中でも1名抗体がない方が出ております。この方には、抗体がなかったということで、通知が届いたときに、じゃあ、接種してくださいと、御本人さんが来られたときに、接種はされるんですか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 15ユニット/ミリリットル未満の方につきましては、個別で御自宅にお伺いして、お話をさせていただこうというつもりでございます。

以上でございます。

○委員長（新澤良文君） もちろん個別でどうするかという対応は個別でされるのでしょうけれども、接種を希望されたら打つということでよろしいのですか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 当然、ドクター、かかりつけの先生と御相談いただいて、御本人が希望であれば接種させていただくという形でございます。

以上でございます。

○委員長（新澤良文君） 自分が15以上、僕が知っている段階ですので、もう3週間ぐらい経つかな。その時点での検査結果が15以下の人が4名、0.8以下の人が1名だったのですが、検査は増えているので、その後に15以下の人がもっと増えている可能性もあるのですが、0.8も含めて。やはりまずはお医者さん、役場のほうからも説明して、打ってもらおうとなってくるかもしれないのですが、希望されれば。そのときのワクチン接種にかかる健康被害等々のガイドラインみたいなものは、厚労省で設けられておると思うのですが、それに当たるか、当たらないかということを事前に調べておいたほうがいいですよということを御提案、感染症対策本部会議だったか、何かのときに町長、あるいは参事に御提案させていただいたのですが、それは確認はされたのですか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 今回、抗体検査を送らせていただいている結果で、文書に入れさせていただいているのですが、健康被害救済制度というのが対象になりますので、健康被害等ございましたら、当然その辺、接種による救済を受けられますので、そういう形で表記させていただきまして、そして健康被害が出た場合には町が誠心

誠意対応させていただくということで文書も入れさせていただいております。そういう形で取り組ませていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（新澤良文君） 予防接種法に基づく救済ということですね。

○証人（中川裕介君） はい。

○委員長（新澤良文君） これからまた増えてくる。これだけ検査したら体質的に本当に抗体が上がらない人、あるいは日にちが経ち過ぎてなくなっている人。多種多様で本当に当初、もっと早く検査をしておれば、そんなことにもならなかったのですが、今更言っても仕方のないことなただけ。3回目の接種もそうなんです、町が全て責任を持ちますからというのは本当に重い言葉で、一人一人の責任を持って損害賠償なりしようとしたら莫大な金額になってくると思うのです。それでもしやなあかんなど。しゃあないなど。うちの事業なので、もし健康被害等々が出たらとは思いますが、やはり後々そういうことも可能性があるかもしれないということも含めて、さっきもありましたが、こういう情報提供シートとか、いろんな書類、うちの職員の人たちは一生懸命町民のことを思うが余り、書類をきちんと記入せずに、ほかのことを重視したのか分からないけれども、書類に記入をしていない部分があるか分からない。

だから、そういうところじゃなしに、感染症対策本部会議としても、僕は言わせていただきましたが、本部職員、幹部職員を検査の会場に行かせて、当番で行かせる必要があるのかと僕は思うのです。もっとやることはたくさんありますよね。コロナだけの問題でもないし。いつ見ても検査対象のときになったら、総務課は幹部は誰もいないような状況で、参事も副町長も芦高課長もみんな寄って抗体検査のところへ行ってしまっている。課長補佐しかいない。そんな状況です。

だから、何回も何回も申し上げているのですが、町長、意地になってはるのか分からないけれども、何でこれ幹部職員に検査会場に行かせる。苦情の電話もそうです。苦情の電話もこの前、僕も苦情の電話が入っているところに1時間ぐらいいたけれども、税務課の森山君ですら、難儀していましたよ。専門的なことを聞かれるし、住民の人は憤慨して電話かけてくるのだから。責任者出せとなったら、例えば、あそこの部屋に、この前、事業課の森本課長、税務課の岸本課長、詰めていましたけど、責任者出せと言われたら、あの人たちが責任者になるわけじゃないですか。事業課なり税務課の課長連中はどこまで対応できるのですか。そうでしょう。

そんなことであるならば、プロジェクトチーム、電話対応は、苦情対応は責任者

出せというレベルになったら、プロジェクトチームの課長補佐で対応させるであるとか、あんな部屋に幹部職員や当番制みたいなことをして、お客様の苦情係にしているのは、ちょっと違うのじゃないかと。そんなことで町民はこちらの申し訳なかったという気持ちを町民に出そうと思っても、僕は無駄だと思うんだけど。どう思われますか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 抗体検査の現場、電話の話でございます。状況が初めはやり出したばかりであれだったんですけれども、いろんな御意見がございました。今、議長はそういう形でおっしゃっていただいた御意見も踏まえまして、少し見直しをさせていただきたいと思っております。

当然、幹部職員が全員行ってしまうと、役場の機能が止まる。お客さんが来られたときに対応ができないということもございますので、そこは検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

それと電話につきましても、どこまでの電話かいろいろあるのですけれども、それについても説明できる人間も詰めさせていくべきだと思いますので。

以上でございます。

○委員長（新澤良文君） 大体、感染症対策本部でもまた言えと怒られるかもしれないけれども、感染症対策本部でも申し上げましたが、大体、町民の方からの苦情の内容というのは決まっていると思うのです。例えば、御自身なり家族がこの対象という形で通知が来たと。これはどういう基準なんだ。どうしてくれるんだと、ワクチン、健康被害はないのかと。大体決まってくると思うのです。せやから、ワクチンの相談窓口へ行ってびっくりしたんですが、マニュアルも何もないのです。電話、苦情担当している子らも。ただ、打たれるだけで心が折れそうになりますと言っていました。その都度、自分で考えながら対応しているんです。そうじゃなしに、大体、予測されるような質問内容については、マニュアルを作ったこういうことを言ったらこういう形だと、その機械的にということではないのですよ。マニュアルというのは分からないことまでごまかしながら町民に伝えるのではなく、分かっていることは分かっていることとして伝える。分からないことは分かりません。ごめんなさいということで謝るという部分で申し上げているのですが、マニュアルというのは。そういう形でやっていかないと、本当に電話窓口で電話担当に当たった職員は本当に心が折れると。この前、1人休んでいましたよ。電話担当して次の日。精神的にしんどくなりましたので休みますと。名前は言わんと

こか。住民課か、休んでいましたよ。そういうこともあるし、もう起きたことは起きたこと。やらなければいけないことはやらなければいけないことという部分で分けて考えていただいて、今は起きたことは起きたことで調査はしているんやけども、やらなければいけないことはやらなければいけない。

対応についても感染症対策本部会議でも何度も言わせていただいていますけども、かたくなにならずに、今、町民が何を求めているかということが一番に考えて対応していただきたい。町長、まず1点、どういう苦情が多いかということは聞き取りはされているのですか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 私も1日1回か2回、あるときコールセンターへ当然職員も詰めていまして、今日はどんな感じですかという感じでお話を聞いております。厳しくおっしゃる方もそうじゃなくて、今日も朝からのぞきに行っていたのですが、検査結果を送らせていただいていますので、その見方について御説明をいただきたいというのがあります。あと少し前までは検査結果がなかなかこちらが文書をいろいろ詰めていなかったもので、まだできなかったのですが、いつ頃送るのですかということがそれまでは多い苦情と言いますか、お問合せでございました。そういうことで昨今はそんな感じかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（新澤良文君） その辺もよくあしらって、電話の苦情対応される職員は本当にかわいそうですし、バイトもそこに充てているということですが、それは仕方がないと思うのやけど、本当に町民が今、求めておられること。不安がっておられることを一番に考えて、もうちょっと感染症対策本部でほかの委員さんから今、出ていることも参考にさせていただきながらやってほしいと。

町長、最後なるんですけども、3回目の体制が迫っております。個別では相談も受けているのですが、ワクチン接種を設けられるということも聞いておりますし、誰を頭にとということもまだ決まっていなかったのか、決まっているのかも分かりませんが、どういう形で3回目の不祥事を起こした後だから余計にきちんとした体制で、町民にお願いしないと。荒井知事はワクチンが一番このコロナには効果的だということをおっしゃる知事さんなんで、それなりにワクチンが有効的だ。今の流れで見ると、全国的にも感染者が減っていますが、2回目のワクチンを打った後にも増えているところもあります。どういう体制でやられるのですか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 今、議長から3回目ワクチン接種体制ということでございます。本会議でも少し申し上げたりしているところですけど、基本的な考え方というのはしっかり先ほども私は申し上げていましたように、町民の皆さんの安全、安心、健康、それを最優先にした体制づくり、それと今まで1回目、2回目、今回やってきましたけど、とにかく安全、安心、それです。スピード、効率は二の次、三の次とっております。ゆっくりでもいいから、着実に進めたい。そういうつもりでしっかり組織を作っていくたい。他の市町村、いろいろ見ると、どうしてもそっこのほうに目が移っていきますけども、例えば、広陵町さんはかなり最初からゆっくりされていたけれども、確実にちゃんと終わられておるということも視野に入れて、そういう意味で、まず安全、安心を第一に効率、スピードということは横へ置いておいて、まずそこをしっかりとやっていきたい。それが基本的な考え方でございます。

ワクチン接種推進室、これは仮称でございますが、新しい組織を作って、当然、その中で医療職、保健師さん、これは高取町は5人おられて、1人産休でお休みになっていますが、5人おられるので、力をお借りしないと動きません。それともう一つは、事務方の役割分担、当然、医療職と事務方の役割分担を明確にしていきたい。特に、事務方については、今は兼務でやっていただいています、専任の職員さんをお仕事、そこを業務としてやっていただきたいと考えております。

それともう一つは、専門家、専門業者がございまして、そちらのほうにお任せをして、職員の負担軽減を含めまして、専門家が責任を持ってやっていただきたいということでございます。これからいろいろと詰めていかないといけないことがございまして、議長はじめ、議員の皆様方にいろいろこういうふうにしたらいのじゃないかというアドバイスを頂ければ、それを積極的に出していきたいと思っておりますので、何とぞ、御協力を、今も御協力はいただいているのですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（新澤良文君） 町長自身は、御自身の進退はどうするか。こうするかということとは別に置いて、3回目の接種については、段取りはつけておいてもらわないと、これは待ってくれないので、その辺はそういう形できちんと安心、安全は当たり前です。スピードを競っているわけでもない。当初、明日香村に抜かれた。どこどこが早いということもやってはりましたけれども、みんな、きっちりやっています。うちだけです、こんないい加減なことしてるのは。安心、安全も当たり前のことを当たり前、町民の身になってやってほしい。僕も面倒くさいんですけど

も、しょっちゅう今も怪文書が来るんです。町長だけの名前で来てくれていたらいいんですけど、僕の名前も連盟で来るんです。こういうのは読まれていますか。町長。

○証人（中川裕介君） 同じ気持ちで、私の名前で怪文書はファクスで入ったら私に届くようになっています。

○委員長（新澤良文君） 僕も結構、議員やってから慣れているのですが、いつもだったらほったらかしにするのだけど、ワクチンについては目を通さないと、何を書かれているかということは目を通さないと仕方ないということで、目を通してはいるのですが、どこの誰だと名乗って来てくれはったら一番いいのだけど。こんな形で一方的に続くので、中を見たらいいことも書いてあるなという部分もあったり、これが町民の思いなのかという部分もあったりとかね、あるので。

私のほうからはこれで終わりますが、中川証人に御質問のある方は挙手の上、質問してください。

ないですか。

（「なし」の声起こる。）

○委員長（新澤良文君） それでは、中川証人、町長、ありがとうございました。御退席ください。

今日はこれにて証人尋問は終えたいと思うのですが、今日、1回目の百条委員会ということで、委員長という大役を仰せいただきましたので、住民の皆さん、このワクチンの不祥事につきましては、御理解いただけるように、そして、調査結果をきちんとこのとき何がどう行われていたかということを中心に住民の方に、皆さんに調査結果をお示しさせていただいて、そして議会としてはどうするんだと方法を皆さんと協議させていただければと思いますので、何とぞ、御協力賜りますようによろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

午後 3時40分 終了